

(仮称) 福岡都市計画道路 1・4・3号
都市高速道路3号線延伸事業に係る
計画段階環境配慮書

平成27年10月

福岡市

< 目 次 >

第1章 都市計画第一種事業の名称及び都市計画決定権者等	1
1.1 都市計画第一種事業の名称	1
1.2 都市計画決定権者の名称	1
1.3 事業予定者の名称及び主たる事務所の所在地	1
第2章 都市計画第一種事業の目的及び内容	1
2.1 都市計画第一種事業の経緯	1
2.2 都市計画第一種事業の目的	1
2.3 都市計画第一種事業の内容	3
2.3.1 都市計画第一種道路事業実施想定区域の位置	3
2.3.2 都市計画第一種道路事業の規模	3
2.3.3 その他都市計画第一種道路事業に関する事項	4
第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況	5
3.1 自然的状況	5
3.2 社会的状況	7
第4章 計画段階配慮事項ごとに調査，予測及び評価の結果をとりまとめたもの	10
4.1 計画段階配慮事項の選定	10
4.2 計画段階配慮事項に係る調査，予測及び評価の手法	11
4.3 計画段階配慮事項に係る調査，予測及び評価の結果	12
第5章 その他環境省令で定める事項	15
5.1 環境影響評価法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される第三条の七第一項に基づく配慮書の案についての意見と都市計画決定権者の見解	15
5.1.1 一般の環境の保全の見地からの意見と都市計画決定権者の見解	15

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。
（承認番号 平 27 情複、第 528 号）
なお、地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第1章 都市計画第一種事業の名称及び都市計画決定権者等

1.1 都市計画第一種事業の名称

(仮称) 福岡都市計画道路 1・4・3 号 都市高速道路 3 号線延伸事業

1.2 都市計画決定権者の名称

名 称：福岡市

1.3 事業予定者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称：福岡市

代表者の氏名：福岡市長 高島 宗一郎

住 所：福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号

名 称：福岡北九州高速道路公社

代表者の氏名：理事長 山中 義之

住 所：福岡市東区東浜 2 丁目 7 番 53 号

第2章 都市計画第一種事業の目的及び内容

2.1 都市計画第一種事業の経緯

「福岡市都市交通基本計画」（平成 26 年 5 月策定）において、「都市の骨格となる幹線道路ネットワークの形成」を図るための施策として、福岡空港方面への都市高速道路の延伸、自動車専用道路におけるランプやジャンクションの設置・改良を検討課題として位置付けている。

当該道路は、福岡市及び福岡県等が出資団体となって設立した福岡北九州高速道路公社により整備、管理・運営される福岡高速道路との接続を前提としており、平成 27 年 3 月に福岡市、福岡県及び福岡北九州高速道路公社の三者において、福岡空港国内線旅客ターミナルへのアクセス改善と国道 3 号空港口交差点の混雑緩和を図る取り組みとして当該道路の手続を進めていく合意が図られた。

平成 27 年度より、学識経験者からなる第三者委員会を 2 回開催し、住民等のアンケートを実施するなど、第三者や住民等の関係者の意見を伺いながら、当該道路の計画検討に関して道路計画の概ねの位置や規模などの複数の案を総合的に評価し、計画の熟度を高めることとしている。

2.2 都市計画第一種事業の目的

福岡空港は、九州・西日本地域の発展を支える主要地域拠点空港として重要な役割を果たしており、将来の航空需要に適切に対応するため滑走路増設の計画が進められている。

福岡高速道路については、福岡都市圏における環状・放射状道路網の枢要を担う自動車専用道路であり、九州縦貫自動車道や西九州自動車道と接続しているが、国内線旅客ターミナルへのアクセスについては、『空港通』ランプを利用して 2 km 程度、一般道を走行することに加え、主要渋滞箇所である「空港口」交差点を通過しなければならない。また、福岡市南部地域や太

宰府インターチェンジ方面からは、『空港通』ランプを利用できないため、『金の隈』ランプなどを利用して3～5km程度、一般道を走行しなければならないなどの課題がある。

このようなことから、当該事業は、国内線旅客ターミナルへのアクセスの改善及び国道3号空港口交差点の混雑緩和に資することを目的とする。



図 2-2-1 福岡高速道路路線図

福岡北九州高速道路の概要（福岡北九州高速道路公社）

2.3 都市計画第一種事業の内容

2.3.1 都市計画第一種道路事業実施想定区域の位置

都市計画第一種道路事業実施想定区域の位置，起終点を図 2-3-1 に示す。

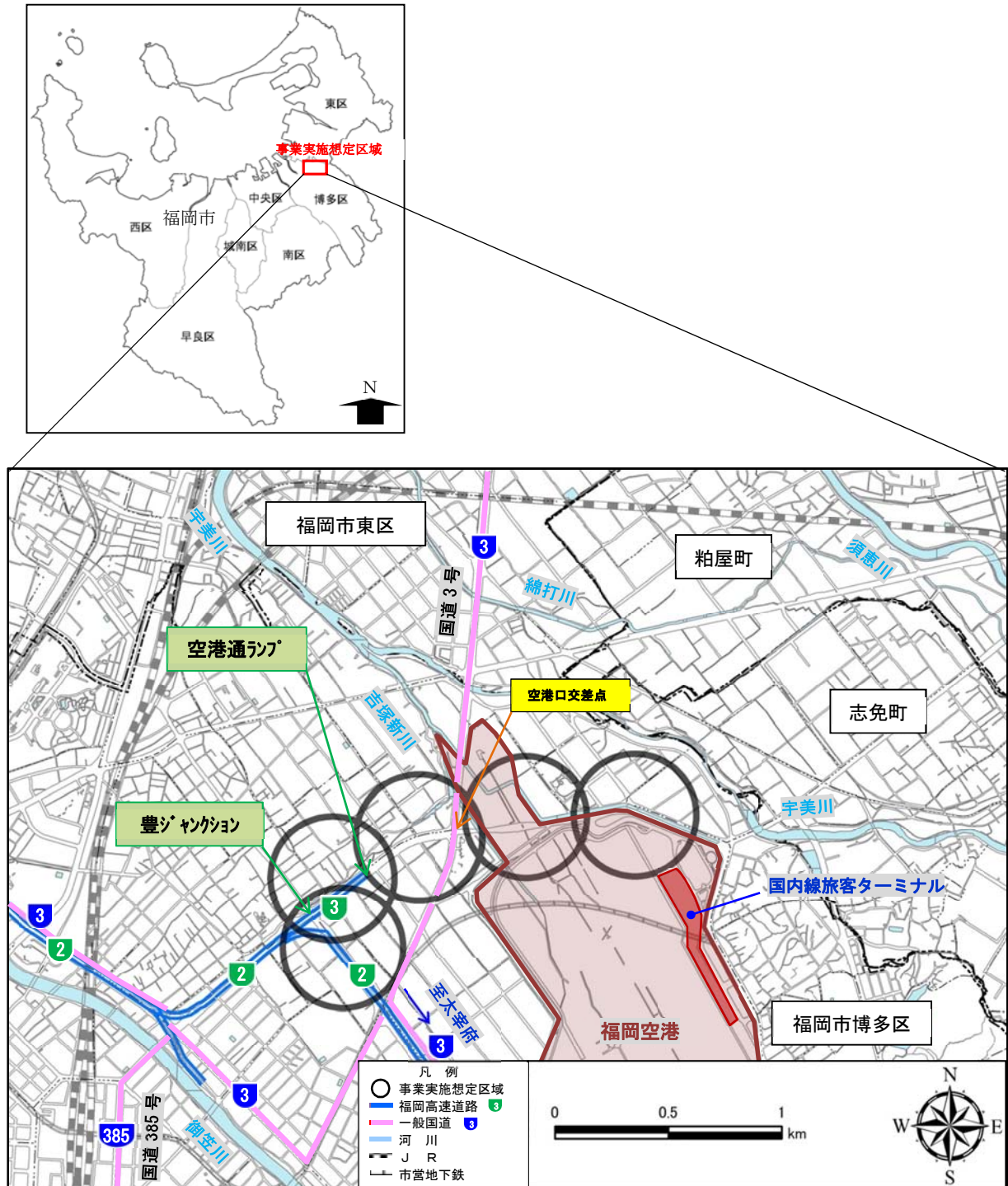


図 2-3-1 都市計画第一種道路事業実施想定区域の概ねの位置

2.3.2 都市計画第一種道路事業の規模

規模：道路延長 約 2km

2.3.3 その他都市計画第一種道路事業に関する事項

1) 位置等に関する複数案の設定についての考え方

本事業に係る計画段階配慮事項についての検討にあたっては、事業実施想定区域の位置又は規模に関する複数の案（以下、「位置等に関する複数案」という。）を適切に設定する必要がある。

位置等に関する複数案としては、事業の目的、事業性（費用）、周辺環境への影響等を踏まえて設定する。

2) 複数案設定にあたっての考え方

事業の目的である国内線旅客ターミナルへのアクセス改善及び一般道の混雑緩和の達成に寄与する複数案として、既存の都市高速道路を有効活用し、福岡高速3号線を国内線旅客ターミナル方面に延伸するとともに、豊ジャンクションにおいて、太宰府方面と国内線旅客ターミナル方面を繋ぐことを前提とした3案を選定する。選定したルートを表2-3-1に示す。

表 2-3-1 位置等に関する複数案

複数案		ルートの概要	
既存道路の活用案	案1（高架案）	<p>国道3号空港口交差点について、高架橋で立体交差 ※ただし、高さ制限と道路空間との離隔が殆どない。</p>	<p>延長約2 km</p>
	案2（トンネル案）	<p>国道3号空港口交差点について、トンネルで立体交差</p>	
迂回案	案3（迂回案）	<p>高架橋が空港から離れることで、高さ制限と道路空間との離隔を確保できる</p>	<p>延長約2.5 km</p>

注) 起点：福岡市博多区豊1丁目付近、終点：福岡市博多区大字下臼井付近

第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況

事業実施想定区域及びその周囲における主な自然的状況を把握した結果及び自然的状況の把握に用いた文献・資料を表 3-1-1～2 に示す。

事業実施想定区域及びその周囲における主な自然的状況については、文献等によると重要な動物の生息地が存在している。

表 3-1-1 自然的状況 1

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
大気環境の状況	<p>気象</p> <p>福岡管区気象台における気象状況の平年値(統計期間 1981年～2010年)は、平均気温 17.0℃、平均相対湿度は 68%。年間降水量は 1,612.3mm、年最多風向は南東、年平均風速は 2.9m/s である。</p> <p>出典：「気象庁統計情報」(気象庁ホームページ http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php)</p>
	<p>大気質</p> <p>一般環境大気測定局である吉塚局で測定されている過去 5 年間(平成 21～25 年度)の経年変化は、二酸化窒素が 0.011～0.016ppm、浮遊粒子状物質が 0.025～0.030mg/m³ であり、環境基準を達成している。</p> <p>自動車排出ガス測定局である比恵局で測定されている過去 5 年間(同)の経年変化は、二酸化窒素が 0.017～0.020ppm、浮遊粒子状物質が 0.024～0.031mg/m³ であり、環境基準を達成している。</p> <p>また、ダイオキシン類は、平成 26 年度に吉塚局で測定されており環境基準を達成している。</p> <p>出典：「福岡市大気測定結果報告書 平成 25 年度(2013 年度)版」 (福岡市ホームページ http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/hp/sokutei/index.html) 「ダイオキシン類の調査結果」 (福岡市ホームページ http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/life/kankyochozen/prtrdeta_2_3.html)</p>
	<p>騒音</p> <p>平成 25 年度に福岡市内の 51 地点で測定された自動車騒音測定結果のうち、ルート帯周辺では 3 地点測定されている。1 地点は環境基準を達成しているが、国道 3 号東区原田 4(昼間 72dB、夜間 70dB)、国道 3 号博多区東那珂 2(夜間 66dB)の 2 地点は環境基準を超過している。</p> <p>出典：「平成 25 年度 福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果」 (福岡市ホームページ http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/hp/sokutei/index.html)</p>
	<p>振動</p> <p>平成 25 年度に福岡市内の 11 地点で測定された道路交通振動測定結果のうち、ルート帯周辺で測定された 1 地点(国道 3 号東区原田 4)については、道路交通振動の要請限度未満である。</p> <p>出典：「平成 25 年度 福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果」 (福岡市ホームページ http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/hp/sokutei/index.html)</p>
水環境の状況	<p>水象</p> <p>河川延長 5km 以上の二級河川として多々良川、宇美川、須恵川、御笠川及び那珂川がある。また、事業実施想定区域は吉塚新川が流れている。</p> <p>出典：「福岡市統計書(平成 26(2014)年版)第 2 章 土地・気象」(福岡市ホームページ http://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/tokeichosa/shisei/toukei/toukeisyo/2014/FukuokaCityAnnualStat_2014_2.html)</p>
	<p>水質</p> <p>ルート帯周辺の河川 4 箇所水質測定を行っている。須恵川(休也橋)、宇美川(塔の本橋)、御笠川(金島橋)、若久川(天代橋)の過去 5 年間(平成 21～25 年度)の BOD(75%値)は、環境基準を達成している。平成 25 年度の生活環境項目、健康項目は各地点ともに環境基準を達成している。</p> <p>また、ダイオキシン類は、平成 26 年度に宇美川(塔の本橋)で測定されており環境基準を達成している。</p> <p>出典：「福岡市水質測定結果報告書 平成 25 年度(2013 年度)版」 (福岡市ホームページ http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/hp/sokutei/index.html) 「ダイオキシン類の調査結果」 (福岡市ホームページ http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/life/kankyochozen/prtrdeta_2_3.html)</p>
	<p>地下水</p> <p>平成 25 年度にルート帯周辺の博多区半道橋で概況調査を行っており、全ての項目で環境基準を達成している。</p> <p>ダイオキシン類は、平成 26 年度に博多区那珂で測定されており環境基準を達成している。</p> <p>出典：「福岡市水質測定結果報告書 平成 25 年度(2013 年度)版」 (福岡市ホームページ http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/hp/sokutei/index.html) 「ダイオキシン類の調査結果」 (福岡市ホームページ http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/life/kankyochozen/prtrdeta_2_3.html)</p>
	<p>水底の底質</p> <p>平成 25 年度に御笠川(金島橋)で測定されており、総水銀及び PCB は底質の暫定除去基準を超過していない。</p> <p>ダイオキシン類は、平成 26 年度に宇美川(塔の本橋)で測定されており環境基準を達成している。</p> <p>出典：「福岡市水質測定結果報告書 平成 25 年度(2013 年度)版」 (福岡市ホームページ http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/hp/sokutei/index.html) 「ダイオキシン類の調査結果」 (福岡市ホームページ http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/life/kankyochozen/prtrdeta_2_3.html)</p>

表 3-1-2 自然的状況 2

項 目		事業実施想定区域及びその周囲の概況
土壌及び地盤の状況	土壌	<p>ルート帯周辺は、市街地その他がほとんどであり、福岡空港東側の丘陵地に乾性褐色森林土や褐色森林土・黄褐色が分布している他は、灰色低地土壌が点在している。</p> <p>また、「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）に基づき博多区博多駅南 5 丁目（六価クロム）が区域指定されている。</p> <p>ダイオキシン類については、事業実施想定区域及びその周囲に土壌の調査地点はない。</p> <p>出典：「土地分類基本調査図（土壌図）」（昭和 59 年 3 月 国土庁土地局国土調査課） 「要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況」（平成 26 年 11 月 福岡市環境局） 「平成 26 年度版 ふくおかの環境（環境に関する年次報告書）」 （福岡市ホームページ http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-seisaku/fukuokanokankyo/fukuokanokankyo_H26_2.html）</p>
	地盤	<p>ルート帯周辺で地盤沈下は発生していない。</p> <p>出典：「平成 25 年度 全国の地盤沈下地域の概況」（環境省ホームページ http://www.env.go.jp/water/jiban/chinka.html）</p>
地形及び地質の状況	地形	<p>ルート帯周辺は、福岡県の北西部に位置し、博多湾へ流下する多々良川、御笠川、那珂川などにより形成される福岡平野にある。福岡空港の東側に丘陵地が広がるが、谷底平野、扇状地、三角州等の平野で構成された低地が大部分である。</p> <p>出典：「土地分類基本調査図（地形分類図）」（昭和 59 年 3 月 国土庁土地局国土調査課）</p>
	地質	<p>ルート帯周辺は、大部分が沖積層の砂・泥・礫であり、その他、砂岩・シルト岩、黒雲母花崗岩が丘陵地に見られる。</p> <p>また、福岡空港東側には、月隈断層、東平尾断層の二つの断層が通過している。</p> <p>出典：「土地分類基本調査図（表層地質図）」（昭和 59 年 3 月 国土庁土地局国土調査課）</p>
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	動物	<p>事業実施想定区域及びその周囲における重要な種の生息状況は、以下のとおりである。</p> <p>鳥類はチュウサギ、ケリ、コアジサシ、オオヨシキリ、キビタキ、アオバト、ヒレンジャク、オオルリの 8 種である。</p> <p>昆虫類はアオヤンマ、ベニイトトンボ、タイワンウチワヤンマ、クロセセリの 4 種である。</p> <p>魚類はウナギ、ニッポンバラタナゴ、アユ、メダカの 4 種である。</p> <p>ほ乳類、両生類、底生動物は確認されていない。</p> <p>出典：「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成 19 年 2 月 福岡市環境局）</p>
	植物	<p>事業実施想定区域及びその周囲における重要な種の生育状況は、オニバス、ハンノキ、オケラ、コガマ、ハタケテンツキ、リンドウ、ハイビャクシンの 7 種である。</p> <p>植生は、市街地の人工的な土地被覆が広く分布しているが、福岡空港東側丘陵地はシイやカシ、アカマツなどの常緑樹の二次林がパッチ状に分布するほか、開発により造成された緑の多い住宅地等が分布し、福岡空港南側に水田雑草群落や畑地雑草群落が分布する。</p> <p>出典：「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成 19 年 2 月 福岡市環境局） 「第 6 回・第 7 回 自然環境保全基礎調査 植生図 福岡・福岡南部」（平成 12 年度 環境省）</p>
	生態系	<p>事業実施想定区域及びその周囲は、「市街地」、「丘陵地の二次林」、「耕作地」、「都市河川」に類型区分され、類型区分毎の代表的な生物種は以下のとおりである。</p> <p>「市街地」は、植栽並びにイタチ、ノネコ、スズメ、ドバト、クマゼミ、ヤマトシジミ等の動物が抽出される。</p> <p>「丘陵地の二次林」は、シイ・カシ等の植物、アカネズミ、タヌキ、ヒヨドリ、ヤマガラ、ナミアゲハ、ハルゼミ等の動物が抽出される。</p> <p>「耕作地」は、水田雑草群落、畑地雑草群落等の植物、コウバモグラ、ヌマガエル、ケリ、ムクドリ、モンシロチョウ等の動物が抽出される。</p> <p>「都市河川」は、アメリカザリガニ、メダカ、コイ等の動物が抽出される。</p> <p>出典：「第 6 回・第 7 回 自然環境保全基礎調査 植生図 福岡・福岡南部」（平成 12 年度 環境省）</p>
景観及び人と自然との触れ合い活動の場の状況	景観	<p>事業実施想定区域を見渡すことができ、かつ、「不特定多数のものが利用している景観資源を眺望する場所」である眺望点は、東平尾公園等 5 箇所がある。</p> <p>事業実施想定区域及びその周囲に「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査報告書」により自然的構成要素として位置づけられる主な景観資源は確認されていない。</p> <p>また、自然景観、歴史・文化の分野における福岡県の観光地として、国、県、市指定の史跡が点在している。</p> <p>出典：「福岡県観光情報 クロスロードふくおか」（（公社）福岡県観光連盟 http://www.crossroadfukuoka.jp/） 「福岡市歴史文化情報データベース」（福岡市経済観光文化局 http://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/cultural_datas/）</p>
	人と自然との触れ合い活動の場	<p>事業実施想定区域及びその周囲では、自然のままの丘陵地・池・自然林をそのまま取り入れた東平尾公園などの大規模公園がある、また、スポーツ施設を備えている大井中央公園や榎田中央公園などがある。</p> <p>出典：「よかとこマップ」（福岡市博多区総務部総務課 http://www.city.fukuoka.lg.jp/hakataku/kikaku/charm/hakatanoyokatoko_joho/hakata-yokatoko/yokatoko-map-1fukei/yokatoko-map-fukei-koen.html） 「福岡県観光情報 クロスロードふくおか」（（公社）福岡県観光連盟 http://www.crossroadfukuoka.jp/） 「福岡・博多の観光案内 よかなび Web」（福岡市 http://yokanavi.com/） 「緑のまちづくり」（公益財団法人 福岡市緑のまちづくり協会 http://www.midorimachi.jp/）</p>

3.2 社会的状況

事業実施想定区域及びその周囲における主な社会的状況を把握した結果及び社会的状況の把握に用いた文献・資料を表 3-2-1～3 に示す。

事業実施想定区域及びその周囲における主な社会的状況としては、文献等によると市街地、学校、病院、公園、緑地、重要な文化財などが分布している。

表 3-2-1 社会的状況 1

項目		事業実施想定区域及びその周囲の概況
人口及び産業の状況	人口	福岡市は 1,528,574 人、764,346 世帯、4,452 人/ km ² であり、事業実施想定区域が位置する博多区は 227,894 人、137,649 世帯、7,207 人/ km ² である。(平成 27 年 6 月 1 日現在) 出典：「ふくおかの統計・月報版 平成 27 年 6 月号」 (福岡市ホームページ, http://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/tokeichosa/shisei/toukei/geppou/GeppouH27/h27-06.html)
	産業	福岡市の平成 22 年度の就業者数は 663,826 人であり、サービス業を含む第 3 次産業 (85.4%) の割合が高く、第 2 次産業 (13.9%)、第 1 次産業 (0.7%) の順である。 出典：「平成 22 年国勢調査 都道府県・市区町村別主要統計表」(総務省統計局)
土地利用の状況		福岡市の平成 26 年 1 月 1 日の有租地面積は 17,046.5ha であり、地目別面積は宅地が最も多く 52.9%、次いで山林が 23.0% である。 事業実施想定区域及びその周囲の用途地域は第 1 種住居地域、準工業地域、工業地域等に指定されている。 出典：「福岡市統計書 (平成 26 年 (2014 年) 版)」(福岡市ホームページ http://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/tokeichosa/shisei/toukei/toukeisyo/2014/FukuokaCityAnnualStat_2014_2.html) 「土地利用調整総合支援ネットワークシステム (LUCKY)」(国土交通省ホームページ http://lucky.tochi.mlit.gp.jp/NewLucky/default.aspx)
水域利用の状況	河川の利用状況	福岡市の河川の利用状況は、3 河川 (多々良川、那珂川、室見川) と、8 ダム (久原ダム、長谷ダム、猪野ダム、南畑ダム、脊振ダム、曲淵ダム、瑞梅寺ダム、江川ダム) そして、主に筑後川を水源とする福岡地区水道企業団からの受水がある。 出典：「平成 25 年度版 福岡市水道事業統計年報」(福岡市水道局ホームページ http://www.city.fukuoka.lg.jp/mizu/eigyomachi/002_2.html)
	地下水の利用状況	福岡市の平成 25 年度の地下水は上水道、用水供給での利用はない。また、工業用水は 7,542 m ³ /日である。なお、福岡市には地下水の揚水が規制されている地域はない。 出典：「ふくおかデータウェブ 平成 24 年福岡県の工業 (統計表)」(福岡県ホームページ http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/kogyo25.html)
交通の状況		事業実施想定区域及びその周囲は、主要な道路として、福岡高速道路 2 号線 (76,926 台/日) があり、これに事業実施想定区域の南側で接続する福岡高速道路 5 号線 (30,392 台/日)、北側で接続する福岡高速道路 1 号線 (74,343 台/日)、北側を東西に通る福岡高速道路 4 号線 (18,592 台/日) がある。また、西側を南北に通る国道 3 号 (58,400 台/日) 及び国道 385 号 (14,878 台/日) がある。 鉄道としては、JR 博多駅が 1km 圏内にあり、北東方向に山陽新幹線が通過し、九州新幹線、鹿児島本線及び博多南線が南北に、北側を篠栗線が東西に、東側を香椎線が南北に通過する。 出典：「平成 22 年度 道路交通センサス (全国道路・街路交通情勢調査) 一般交通量調査」(国土交通省)
学校、病院等の状況		福岡市は、平成 26 年 5 月 1 日現在で幼稚園 129 施設、小学校 147 校、中学校 82 校、高等学校 41 校、大学・短期大学 20 校、特別支援学校 10 校がある。また、平成 25 年度末現在で社会福祉施設は 747 施設、病院 114 施設がある。 ルート帯周辺は、200m 圏内に中学校、高等学校が各 1 校存在する。 出典：「平成 27 年度教育便覧」(福岡県ホームページ, http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyouiku-binran-27.html) 「幼稚園を探そう」(一社福岡県私立幼稚園振興協会ホームページ, http://www.fysk.or.jp/search/fukuoka_tiku/fukuoka.html) 「社会福祉手帳」(平成 27 年 3 月 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会) 「福岡県病院名簿」(福岡県ホームページ, http://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/byouinmeibo.html)
下水道の整備の状況		福岡市の下水道の普及率は、平成 25 年 4 月 1 日現在 99.6% となっている。 出典：「福岡市統計書 (平成 26 年 (2014 年) 版)」(福岡市ホームページ http://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/tokeichosa/shisei/toukei/toukeisyo/2014/FukuokaCityAnnualStat_2014_12.html)

表 3-2-2 社会的状況 2

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第八条第 1 項第一号の規定により定められた用途地域 <ul style="list-style-type: none"> ・福岡空港敷地を除き、用途地域が定められている。 2. 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第十七条の規定により策定された公害防止計画の策定の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・福岡地域公害防止計画（平成 24 年 3 月） 福岡市全域で博多湾海域の水質汚濁について定められている。 3. 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第五条の二第 1 項の規定により定められた指定地域 <ul style="list-style-type: none"> ・福岡市では指定されていない。 4. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）第六条第 1 項及び第八条第 1 項の規定により定められた窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域 <ul style="list-style-type: none"> ・福岡市では指定されていない。 5. 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和 55 年法律第 34 号）第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路 <ul style="list-style-type: none"> ・福岡市では指定されていない。 6. 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第十六条第一項の規定により定められた騒音に係る環境基準の類型の指定状況 <ul style="list-style-type: none"> ・騒音に係る環境基準について、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域（容積率 200%）、市街化調整区域が B 類型、近隣商業地域（容積率 300%）、商業地域、準工業地域、工業地域が C 類型、工業専用地域、福岡空港は除外区域とされている。 ・航空機騒音に係る環境基準について、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域は II 類型、工業専用地域、福岡空港敷地は除外区域とされている。 7. 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第三条第一項及び第十七条第一項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・福岡市では、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域（容積率 200%）、市街化調整区域が b 区域、近隣商業地域（容積率 300%）、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域が c 区域とされている。 8. 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第六条の規定により指定された区域 <ul style="list-style-type: none"> ・ルート帯周辺では指定されていない。 9. 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条二の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域 <ul style="list-style-type: none"> ・福岡市では指定されていない。 10. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）第三十六条第 1 項の規定により指定された生息地等保護区の区域 <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施想定区域及びその周囲は指定されていない。 11. 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条一の規定により指定された湿地の区域 <ul style="list-style-type: none"> ・福岡市では指定されていない。 12. 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第百九条第 1 項の規定により指定された名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあつては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断されるものに限る。）又は天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）又は同法第百三十四条第 1 項の規定により指定された重要文化的景観 <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施想定区域及びその周囲は指定されていない。 13. 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第五条第 1 項の規定により指定された国立公園、同条第 2 項の規定により指定された国定公園又は同法第七十二条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域 <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施想定区域及びその周囲は指定されていない。 14. 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第十四条第 1 項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第四十五条第 1 項の規定により指定された都道府県立自然環境保全地域 <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施想定区域及びその周囲は指定されていない。 15. 首都圏近郊緑地保全法（昭和 41 年法律第 101 号）第三条第 1 項の規定により指定された近郊緑地保全区域 <ul style="list-style-type: none"> ・福岡市では指定されていない。

表 3-2-3 社会的状況 3

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<p>16. 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第十二条の七の規定により指定された自然海浜保全地区 ・福岡市では指定されていない。</p> <p>17. 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和 42 年法律第 103 号）第五条第 1 項の規定により指定された近郊緑地保全区域 ・福岡市では指定されていない。</p> <p>18. 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第五条第 1 項の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第 1 項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域 ・箱崎特別緑地保全地区，御供所特別緑地保全地区，博多駅前特別緑地保全地区，住吉特別緑地保全地区，山王特別緑地保全地区，下臼井特別緑地保全地区が指定されている。</p> <p>19. 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第四条第 1 項により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画 ・福岡市新・緑の基本計画（平成 21 年 5 月 福岡市）により指定された緑化重点地区 緑化重点地区：博多の森丘陵地区</p> <p>20. 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第二十八条第 1 項の規定により指定された鳥獣保護区の区域 ・事業実施想定区域及びその周囲は指定されていない。</p> <p>21. 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第八条第 1 項第七号の規定により定められた風致地区の区域 ・管崎宮地区，東公園地区，住吉宮地区が指定されている。</p> <p>22. 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第八条第 1 項により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画 ・福岡市景観計画（平成 24 年 4 月 福岡市）により指定された都市景観形成地区 御供所地区，博多駅前通り地区</p> <p>23. 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）第五条第 1 項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画 ・事業実施想定区域及びその周囲は計画されていない。</p> <p>24. その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況 ・保護林の再編・拡充について（平成元年 4 月 11 日付け元林野経第 25 号林野庁長官通達）により指定された保護林の区域 事業実施想定区域及びその周囲は指定されていない。 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）により指定された急傾斜地崩壊危険区域 博多区東平尾が指定されている。</p>
<p>廃棄物の処理状況</p>	<p>福岡市の平成 25 年度のごみ処理の総量は 759,820 トンであり，平成 21 年から 25 年の 5 年間で約 1.5 万 t 減少しており，焼却や埋立も減少している。 一般廃棄物は，事業系，公共系ともに減少しているが，家庭系ごみは増加しており，平成 20 年度以降は家庭系ごみが事業系ごみを量・割合ともに上回っている。 産業廃棄物は平成 24 年度で約 124 万トンであり，平成 23 年度と比較し 7 万トン（約 6%）減少した。</p> <p>出典：「ふくおかの環境・廃棄物データ集 平成 26 年度」（福岡市ホームページ http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/keikaku/life/wastetreatmentdata.html）</p>
<p>文化財の状況</p>	<p>事業実施想定区域及びその周囲に，榎田遺跡，席田青木遺跡，久保園遺跡等が分布し，福岡空港内には上牟田遺跡，雀居遺跡が分布する。</p> <p>出典：「福岡市の文化財」（福岡市経済観光文化局ホームページ http://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/）</p>
<p>公害苦情件数</p>	<p>福岡市における平成 25 年度に受け付けられた公害苦情件数は 406 件あり，騒音が 195 件と最も多く，次いで大気汚染が 88 件であった。</p> <p>出典：「福岡市統計書（平成 26 年（2014 年）版）」（福岡市ホームページ http://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/tokeichosa/shisei/toukei/toukeisyo/2014/FukuokaCityAnnualStat_2014_16.html）</p>
<p>市等の環境保全に関する施策</p>	<p>福岡県及び福岡市等が策定している環境保全に関する計画，ガイドライン等は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県環境総合基本計画 ・福岡県廃棄物処理計画 ・福岡市環境基本計画（第三次） ・福岡市環境配慮指針（改訂版） ・生物多様性ふくおか戦略 ・九州地方における建設リサイクル推進計画 2010

第4章 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの

4.1 計画段階配慮事項の選定

文献や第三者委員会等で得られた内容に加え、計画検討に関する市民等のアンケートで得られた情報をもとに計画段階配慮事項を選定する。

市民等のアンケート結果においては、道路整備の際に重視すべきものとしては、「走行時間の短縮」、「生活環境などへの影響」についての割合が高くなっている。また、自由回答の中でも、「生活環境への配慮」「自然環境への配慮」に関する意見がみられる。

以上のことより、計画段階配慮事項として選定する環境要素と選定理由を表4-1-1に示す。

表4-1-1 計画段階配慮事項の選定結果とその理由

影響要因の区分			土地又は工作物の存在及び供用		選定理由
環境要素	影響要因		道路の存在	の自走動行車	
	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき構成要素	大気環境	大気質		○
騒音				○	自動車の走行に伴って発生する騒音が、住居系土地利用に環境影響を及ぼすおそれがあるため選定。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき構成要素	動物		○		道路の存在に伴い、重要な動物への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定。
	植物		○		道路の存在に伴い、重要な植物への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定。
	生態系		○		道路の存在に伴い、生態系の保全上重要であり、まとまって存在する自然環境への影響を及ぼすおそれがあるため選定。

注) ○：選定する項目

住居系土地利用：住居，学校，病院を示す。

まとまって存在する自然環境：風致地区，特別緑地保全地区を示す。

4.2 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法

計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法は、道路計画の概ねの位置や基本的な道路構造等を決定する段階における事業計画の熟度や検討スケールに応じた環境配慮を適切に実施できる手法とする。

調査は、既存資料に基づき、計画段階における環境配慮が必要な検討対象（大気質や騒音は住居系土地利用の状況等、動物であれば重要な種の生息地など）の位置・分布を把握する方法とする。

予測は、環境の状況の変化を把握する方法とする。

評価は、環境影響の程度を整理、比較する方法とする。

計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法を表 4-2-1 に示す。

表 4-2-1 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法

計画段階配慮事項	検討対象	調査手法	予測手法	評価手法
大気質 騒音	住居系土地利用等 ^{※1}	既存資料を用いて把握する方法	住居系土地利用と複数案との位置関係を把握し予測する方法	複数案ごとに環境影響の回避又は低減の状況を比較・整理する方法
動物	重要な種の生息地 ^{※2}	既存資料を用いて把握する方法	重要な種の生息地と複数案の位置関係を把握し予測する方法	複数案ごとに環境影響の回避又は通過及び分断の状況を比較・整理する方法
植物	重要な種・群落の生育地 ^{※3}	既存資料を用いて把握する方法	重要な種・群落の生育地と複数案の位置関係を把握し予測する方法	複数案ごとに環境影響の回避又は通過及び分断の状況を比較・整理する方法
生態系	生態系の保全上重要であり、まとめて存在する自然環境 ^{※4}	既存資料を用いて把握する方法	まとめて存在する自然環境と複数案の位置関係を把握し予測する方法	複数案ごとに環境影響の回避又は通過及び分断の状況を比較・整理する方法

注) 住居系土地利用等の状況や重要な種の生息地等は図4-3-1に示す。

住居系土地利用：住居，学校，病院を示す。

※1) 住居系土地利用等の既存資料調査：「平成22年度国勢調査」（総務省），「福岡都市計画総括図」（平成27年3月），「平成27年度教育便覧」（平成27年），「幼稚園を探そう」（平成27年），「社会福祉手帳」（平成27年），「福岡県病院名簿」（平成27年），「福岡市都市計画基礎調査」（平成24年）

※2) 重要な種の生息地等の既存資料：「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成19年）

※3) 重要な種・群落の生育地等の既存資料：「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成19年），「第6回・第7回 自然環境保全基礎調査 植生図 福岡・福岡南部」（平成12年）

※4) まとめて存在する自然環境の既存資料：「福岡都市計画総括図」（平成27年3月）

4.3 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果

計画段階配慮事項に係る調査は、既存資料に基づき表 4-2-1 の「検討対象」の位置・分布を把握し、図 4-3-1 に調査の結果として記載した。予測では、表 4-3-2 に回避の状況を記載し、環境の状況の変化を把握した。

複数案のルート設定にあたっては、空港が近接していることから、航空法による高さ制限など航空機の安全な運航に配慮するとともに、事業効果及び環境、災害などの道路整備による影響等を踏まえて総合的に比較検討し、表 4-3-1 及び図 4-3-1 に示すルートを選定した。

案ごとに選定された環境要素の影響の程度は、表 4-3-2 に示すとおりである。

道路を計画する際に重視すべきであると住民等が考えている騒音、大気質については、案 1（高架案）、案 3（迂回案）よりも、案 2（トンネル案）の方が影響を与える可能性は小さいと評価する。

動物については全ての案で影響の可能性があると評価する。

植物、生態系については全ての案で影響を与える可能性は小さいと評価する。

そこで、具体的なルートの位置や道路構造等を決定する段階においては、出来る限り住居や動物の重要な生息地等に配慮して計画する。

なお、各検討対象について、回避が困難又は、必ずしも十分に低減されないおそれのある場合には、今後の環境影響評価の中で調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討する。

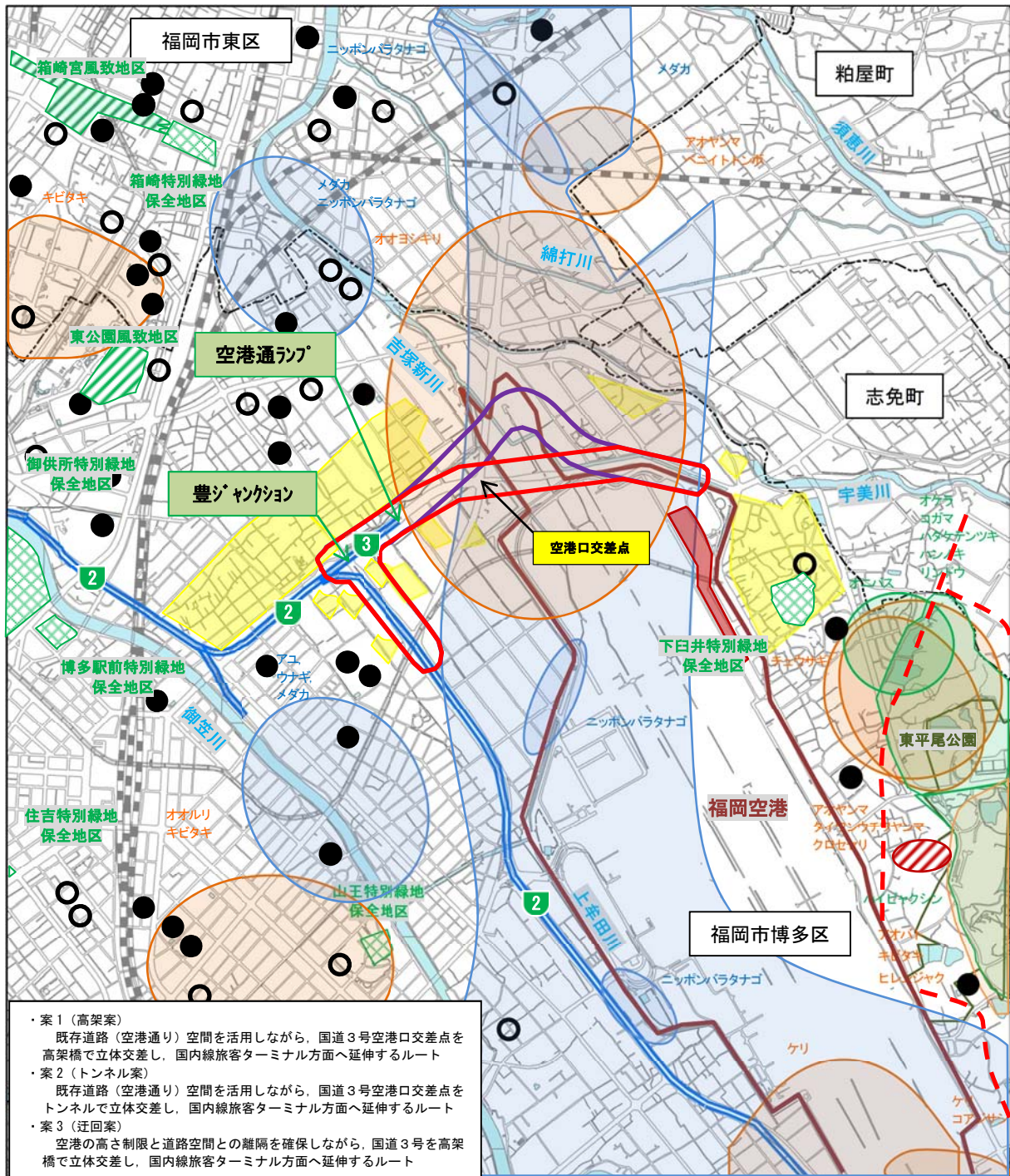
表 4-3-1 複数案の概要

複数案		ルート概要	
既存道路の活用案	案1 (高架案)	既存道路(空港通り)空間を活用しながら、国道3号空港交差点を立体交差し、国内線旅客ターミナル方面へ延伸するルート	国道3号空港交差点について、高架橋で立体交差 ※ただし、高さ制限と道路空間との離隔が殆どない
	案2 (トンネル案)		国道3号空港交差点について、トンネルで立体交差
迂回案	案3 (迂回案)	空港の高さ制限と道路空間との離隔を確保しながら、国道3号を高架橋で立体交差し、国内線旅客ターミナル方面へ延伸するルート	高架橋が空港から離れることで、案1と比べ、空港の高さ制限と道路空間との離隔を確保できる

表 4-3-2 計画段階配慮事項に係る予測及び評価の結果

計画段階配慮事項	案1	案2	案3
大気質	本ルートは住居系土地利用の地域を高架橋で通過するが、既存道路空間を活用することから、大気質の影響は概ね回避するものと予測する。沿道の大気質に影響を与える可能性は小さいと評価する。	本ルートは住居系土地利用の地域を通過するが、既存道路空間の活用及びトンネル化により、大気質の影響は概ね回避するものと予測する。沿道の大気質に影響を与える可能性については、案1、案3よりも小さいと評価する。	本ルートは住居系土地利用の地域を高架橋で通過するが、既存道路空間を活用することから、大気質の影響は概ね回避するものと予測する。沿道の大気質に影響を与える可能性は小さいと評価する。
騒音	本ルートは住居系土地利用の地域を高架橋で通過するものと予測する。沿道の騒音に影響を与える可能性があるとして評価する。	本ルートは住居系土地利用の地域を通過するが、一部トンネル化により、騒音の影響は回避するものと予測する。沿道の騒音に影響を与える可能性については、案1、案3よりも小さいと評価する。	本ルートは住居系土地利用の地域を高架橋で通過するものと予測する。沿道の騒音に影響を与える可能性があるとして評価する。
動物	本ルートは重要な動物の生息地である吉塚新川を通過するものと予測する。動物の生息環境に影響を与える可能性があるとして評価する。	本ルートは重要な動物の生息地である吉塚新川を通過するものと予測する。動物の生息環境に影響を与える可能性があるとして評価する。	本ルートは重要な動物の生息地である吉塚新川を通過するものと予測する。動物の生息環境に影響を与える可能性があるとして評価する。
植物	本ルートは重要な植物の生育地から離れており、植物の生育環境に影響を与える可能性は小さいと評価する。	本ルートは重要な植物の生育地から離れており、植物の生育環境に影響を与える可能性は小さいと評価する。	本ルートは重要な植物の生育地から離れており、植物の生育環境に影響を与える可能性は小さいと評価する。
生態系	本ルートは生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境から離れており、生態系に影響を与える可能性は小さいと評価する。	本ルートは生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境から離れており、生態系に影響を与える可能性は小さいと評価する。	本ルートは生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境から離れており、生態系に影響を与える可能性は小さいと評価する。

注) 住居系土地利用：住居、学校、病院を示す。
 重要な動物：オオヨシキリ、メダカを示す。
 まとまって存在する自然環境：風致地区、特別緑地保全地区を示す。



- ・案1（高架案）
既存道路（空港通り）空間を活用しながら、国道3号空港口交差点を高架橋で立体交差し、国内線旅客ターミナル方面へ延伸するルート
- ・案2（トンネル案）
既存道路（空港通り）空間を活用しながら、国道3号空港口交差点をトンネルで立体交差し、国内線旅客ターミナル方面へ延伸するルート
- ・案3（迂回案）
空港の高さ制限と道路空間との離隔を確保しながら、国道3号を高架橋で立体交差し、国内線旅客ターミナル方面へ延伸するルート

凡例

- | | |
|--|--|
| <p>事業実施想定区域</p> <ul style="list-style-type: none"> 案1, 案2 (Red outline) 案3 (Purple outline) <p>福岡高速道路 (Blue line)</p> <p>河川 (Blue wavy line)</p> <p>JR (Black dashed line)</p> <p>地下鉄 (Grey dashed line)</p> <p>風致地区 (Green hatched)</p> <p>特別緑地保全地区 (Green cross-hatched)</p> | <p>保全対象施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校等 ○ 病院等 ■ 住居系土地利用 - - 断層 ⊘ 急傾斜地崩壊危険区域 ○ 陸生動物 ○ 水生動物 ○ 植物 <p>重要な種</p> |
|--|--|



出典：平成27年度教育便覧（福岡県）
 幼稚園を探そう（一社福岡県私立幼稚園振興協会）
 社会福祉手帳（平成27年3月 福岡県社会福祉協議会）
 福岡県病院名簿（福岡県）
 土地分類基本調査（表層地質図）（昭和59年3月 国土庁）
 福岡県土整備事務所管内図（平成22年3月 福岡県）
 福岡市環境配慮指針（改訂版）（平成19年2月）
 福岡都市計画図総括図（平成27年3月、福岡市）

図4-3-1 事業実施想定区域の位置図

第5章 その他環境省令で定める事項

5.1 環境影響評価法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される第三条の七第一項に基づく配慮書の案についての意見と都市計画決定権者の見解

5.1.1 一般の環境の保全の見地からの意見と都市計画決定権者の見解

一般の環境の保全の見地からの意見（アンケート調査：平成27年9月17日～10月16日）と都市計画決定権者の見解を表5-1-1に示す。

表5-1-1 一般の環境の保全の見地からの意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	住民等からの意見	都市計画決定権者の見解
大気質, 騒音	<ul style="list-style-type: none"> 車の排気が発生する為に緑を多くしてもらいたい。 騒音対策等を検討してほしい。 住宅への騒音や排気ガスなどの影響を配慮すべき。 <p style="text-align: right;">他 12 件</p>	<p>本事業の目的を勘案しながら、大気質等の生活環境に実行可能な範囲で影響が生じないように配慮して、道路計画の検討を進める。</p> <p>また、具体的なルートや道路構造等については、これらを決定する段階で、既存の住居等の配置について、実行可能な範囲で配慮して検討を進める。</p>
動物, 植物, 生態系	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境への影響を考えてほしい。 自然環境の向上に繋がるような道路を望む。 	<p>本事業の目的を勘案しながら、動物等の自然環境に実行可能な範囲で影響が生じないように配慮して、道路計画の検討を進める。</p> <p>また、具体的なルートや道路構造等については、これらを決定する段階で、現地調査等を行い、重要な種の分布を把握し、実行可能な範囲で配慮して検討を進める。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> 騒音・振動・排ガスなどの問題が出てくるのは必至なので、くれぐれも周囲の住民の意見を尊重してほしい。 地下鉄空港線のトンネル建設に伴い、福岡空港周辺の環境が悪化したのであれば、その内容について配慮してほしい。 近隣の都市化が進み、自然環境を危惧。自然と都市化の住み分けに重点をおいていただきたい。 景観への影響を考えてほしい。 これからの福岡の国内、海外との利便性のためには空港および周辺の整備は必要であり、環境や景観等はある程度譲歩すべき。 周辺環境への配慮。空港利用者のためだけににならないように。 遺跡の保存を行ってほしい。 <p style="text-align: right;">他 4 件</p>	<p>本事業の目的を勘案しながら、ご意見の内容に応じて配慮して、道路計画の検討を進める。</p> <p>また、具体的なルートや道路構造等については、これらを決定する段階で、ご意見の内容について、必要に応じて配慮して検討を進める。</p>